6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hironobu Ito, Deputy Director-General Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Dredging works (−10m) at Ono area, Port of Kanazawa

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　8 April 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　28 May 2019 (tenders brought with 12 : 00　28 May 2019 or tenders submitted by mail 12 : 00　28 May 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : Daiki Hoshino Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1, Misaki-cho, Chuo-ku, Niigata-City 950―8801, TEL 025―370―6650

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年3月25日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央自動車道（特定更新等）園原橋他3橋橋梁補修工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所

自）長野県下伊那郡阿智村（園原ＩＣ）
至）岐阜県中津川市（中津川ＩＣ）

⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道の園原ＩＣ～中津川ＩＣ間において、床版取替・打替工、床版防水工、耐震補強工等を実施する工事である。

床版取替・打替工
池ヶ谷川橋（下）　鋼３径間連続トラス桁＋鋼単純合成桁×２連（橋長：287m）
松ヶ平第二橋（上）　鋼２径間連続合成桁＋ＲＣ３径間連続中空床版（橋長：136m）
中津川橋（上）　ＰＣ４径間連続合成桁（橋長：130m）

床版防水工
園原橋（上・下）　ＰＣ中空床版＋ＰＣ単純箱桁（橋長：63m）

耐震補強工
池ヶ谷川橋（下）　鋼３径間連続トラス桁（桁長：217m）

⑸　工事概算数量
床版取替工……約２千㎡
床版打替工……約３千㎡
床版防水工……約６千㎡
耐震補強工……１橋
構造物詳細設計……１式

⑹　工期　契約締結の翌日から1,440日間

⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。

⑼　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。

⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成29・30年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。以下同じ。）であり、かつ、開札（入札執行）時において、平成31・32年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成29・30年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者の２者で構成された共同企業体であり、かつ、開札（入札執行）時において、平成31・32年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者の２者で構成された共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成15年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
橋面積1,470㎡以上の橋梁床版の新設又は取替を行った工事（橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版、プレキャストセグメントを問わない。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
橋梁上部工を架設した工事
・提出できる施工実績は１件とする。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、